

-----  
**公 営 企 業 局 管 理 規 程**  
-----

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

**高 知 県 公 営 企 業 局 管 理 規 程 第 5 号**

**高 知 県 公 営 企 業 局 契 約 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程**

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第37条」を「第38条」に改める。

第5章中第37条の次に次の1条を加える。

（電子的方式等による手続の特例）

**第38条** この規程に定める手続のうち高知県公営企業局長が別に定めるものは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録による方法により行うことができる。

**附 則**

この規程は、令和4年5月9日から施行する。